

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年4月4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当山尚幸

(1)法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
仲里利信	仲里利信後援会	平成30年1月20日
呉屋悟	ゴヤ悟後援会	平成30年1月31日